議案第１５９号

上越文化会館条例の一部改正について

上越文化会館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年１２月３日提出

上越市長　　村　山　秀　幸

上越文化会館条例の一部を改正する条例

上越文化会館条例（昭和５３年上越市条例第５号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第２０条関係）

室　名	制限人員	上限額			
		午　前（９：００～１２：００）	午　後（１：００～５：００）	夜　間（６：００～１０：００）	全日（午前９：００～午後１０：００）
大ホール（平日）	指定管理者の定める人員	２５，６７０円	４２，７８０円	６１，１２０円	１１９，７８０円
大ホール（土日祝日）		３３，６２０円	５５，６２０円	７９，４５０円	１５５，８４０円
中ホール（平日）	〃	６，７３０円	９，７８０円	１３，４５０円	２７，５００円
中ホール（土日祝日）		９，１７０円	１２，８４０円	１７，７３０円	３６，６７０円
第１楽屋	〃	１，２３０円	１，７４０円	１，７４０円	４，２８０円
第２楽屋	〃	９２０円	１，４３０円	１，４３０円	３，３７０円
第３楽屋	〃	８２０円	１，０２０円	１，０２０円	２，４５０円
第４楽屋	〃	７２０円	９２０円	９２０円	２，１４０円
第５楽屋	〃	７２０円	９２０円	９２０円	２，１４０円
楽屋事務室	〃	８２０円	１，０２０円	１，０２０円	２，４５０円
リハーサル室	〃	２，３５０円	３，４７０円	３，４７０円	８，３６０円
大会議室	〃	６，３２０円	８，２５０円	８，２５０円	２０，７８０円
中会議室	〃	３，５７０円	４，６９０円	４，６９０円	１１，８２０円
小会議室	〃	２，１４０円	２，７５０円	２，７５０円	６，９３０円
和室	〃	３，３７０円	４，２８０円	４，２８０円	１１，０００円
屋外展示場		１日　４，８９０円			

附属設備	規則で定める額		
広場	区　分	単　位	上限額
	行商その他これらに類するもの	１日１平方メートル	５０円
	業として行う写真撮影	１日	１１０円
	業として行う映画撮影	１時間	３，０６０円
	興行	１日１平方メートル	２０円
	集会、展示会その他これらに類する催し	１日１平方メートル	１０円

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の別表の規定は、令和２年４月１日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。